

徳島市ダイバーシティ経営推進事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市ダイバーシティ経営企業認定制度実施要綱（以下「認定制度」という。）に規定する徳島市ダイバーシティ経営企業認定を促進するため、認定制度で定める認定要件の達成に向けて取り組む中小企業等に対し、予算の範囲内で奨励金を交付するものとし、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱の規定に基づき奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する中小企業者であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 1年以上、本市内に本店を置く会社

(2) 1年以上、本市内に事業所を置き、かつ市内に1年以上住所を有する市民

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。

(1) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税並びにこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納している場合

(2) 大企業が実質的に経営に参画している場合

(3) 本申請の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していない者

(4) 本市の指名停止及び指名回避の措置等に相当する行為を行っている者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する許可又は届出を要する事業を営む者

(6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に関する活動を行うと認められる者

(7) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に関する活動を行うと認められる者

(8) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有していると認められる者

(9) 公序良俗に反する事業を営む者

(10) 法令遵守上の問題を抱えている者

(11) 会社法第2条第3号に該当する子会社である者

(12) 過去にこの奨励金を受けている者

(13) その他、市長が適当でないと認める者

(交付条件等)

第3条 奨励金は、新たに認定制度における認定要件を2項目以上達成するため、新たに事業を行った者に交付し、交付額は10万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては交付対象外とする。

- (1) 事業内容が認定要件の達成に寄与すると認められないもの
- (2) 事業内容又は事業効果が単年度又は短期間であることが想定されるもの
- (3) 既存の制度又は設備の改善や維持管理に係るもの
- (4) 従業員に対して人件費等の給付を行うもの

3 交付対象事業は、第5条に基づく交付決定を行った日の属する会計年度の1月末日までに完了するものとする。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 奨励金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 事業計画書(別記様式第2号)
- (3) 認定要件関係書類
- (4) 同意書兼誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、申請書及びその関係書類の内容を審査し、奨励金交付の可否を決定し、その旨を交付申請者に通知するものとする。

2 交付対象事業の着手時期は、前項の交付決定日以後でなければならない。

(事業計画変更又は取下げ)

第6条 交付決定者は、前条により交付決定を受けた事業計画を変更又は、申請を取下げしようとするときは、遅滞なく、奨励金変更承認申請書(別記様式第3号)に關係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業目的の達成に支障をきたすおそれのないと市長が認めた、事業計画の細部を変更する場合は、変更申請を必要としない。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、交付事業が完了したときは、規則第12条の規定に基づき、完了の日から起算して30日を経過した日又は奨励金の交付決定のあった日の属する会計年度の2月12日のいずれか早い期日までに、実績報告書(別記様式第4号)に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、内容を審査し、報告に係る事業が交付決定の条件等に適合すると認めたときは、交付すべき奨励金の額を確定し、

交付対象事業金交付確定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた交付確定者は、速やかに市長が定める方法により、奨励金を請求するものとする。

2 市長は、交付確定者から前項の請求があったときは、奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、交付決定者等が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 交付対象者の要件に該当しなくなったとき

(2) 奨励金を他の用途に使用するなど、奨励金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 提出書類の虚偽記載、又は交付事業の遂行に不正があったとき

(4) その他市長が奨励金を交付すること又は交付したことが不適切と認められるとき

(経理文書等の保存)

第11条 交付対象事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類は、対象事業完了年度の翌年の終了後5年間、管理・保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励金交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年9月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年8月28日から施行する。